④　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間
令和７年８月12日から令和７年９月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）
⑤　入札書、及び配置予定技術者の資格等に関する資料（別記様式３）の締切日時　令和７年９月24日12時00分
⑥　開札の日時　令和７年９月29日10時30分

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年６月16日
国立大学法人金沢大学長　和田　隆志
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　17
○第14号
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　金沢大学（小木１）護岸その他災害復旧工事（再公告）
⑶　工事場所　石川県鳳珠郡能登町小木ム４－１　金沢大学小木１団地構内
⑷　工事概要　本工事は、令和６年１月１日に発生した能登半島地震により被災した小木１団地の護岸（復旧延長110m）を含む外構、建物基礎下地盤、ライフラインの復旧工事を行うものである。
⑸　工期　令和８年３月31日まで。
⑹　使用する主な資機材　基礎捨石（30～200kg/個）　約13,700㎥
⑺　本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、紙入札方式参加を希望する場合は、紙入札承諾願（様式任意）を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページ（https://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。
⑾　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。なお、通期の週休２日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。
2　競争参加資格
⑴　国立大学法人金沢大学会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省において土木一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点以上であること。なお、当該競争参加資格については、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室の申請受付窓口において随時受け付けている。
⑷　平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人が発注した港湾の護岸工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
⑸　次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成22年度以降に⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑸②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑸①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（詳細は入札説明書による。）。）。
⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（詳細は入札説明書による。）。
3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目
本工事の総合評価（実績評価型及び施工体制確認型）における評価項目は、次のとおりとする。なお、詳細は入札説明書による。
①　企業の技術力
㈠　企業の施工能力
㈡　配置予定技術者の能力
②　企業の信頼性・社会性
㈠　法令遵守（コンプライアンス）
㈡　地域精通度
㈢　ワーク・ライフ・バランス等の推進
③　企業の施工体制
㈠　品質確保の実効性
㈡　施工体制確保の確実性
⑵　総合評価の方法
①　⑴に示す評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じて加算点を与える。
②　総合評価は，標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、各評価項目の評価基準、配点等詳細については、入札説明書による。
⑶　落札者の決定方法
落札者の決定に当たっては、以下の各要件に該当する入札者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。なお、評価値が最も高い者が２人以上いる時は、当該者にくじを引かせて落札者を定める。ただし，落札者となるべき者の入札価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の高い者を落札者とすることがある。
①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
②　評価値が基準評価値を下回らないこと。
詳細は入札説明書による。